

(別表 1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

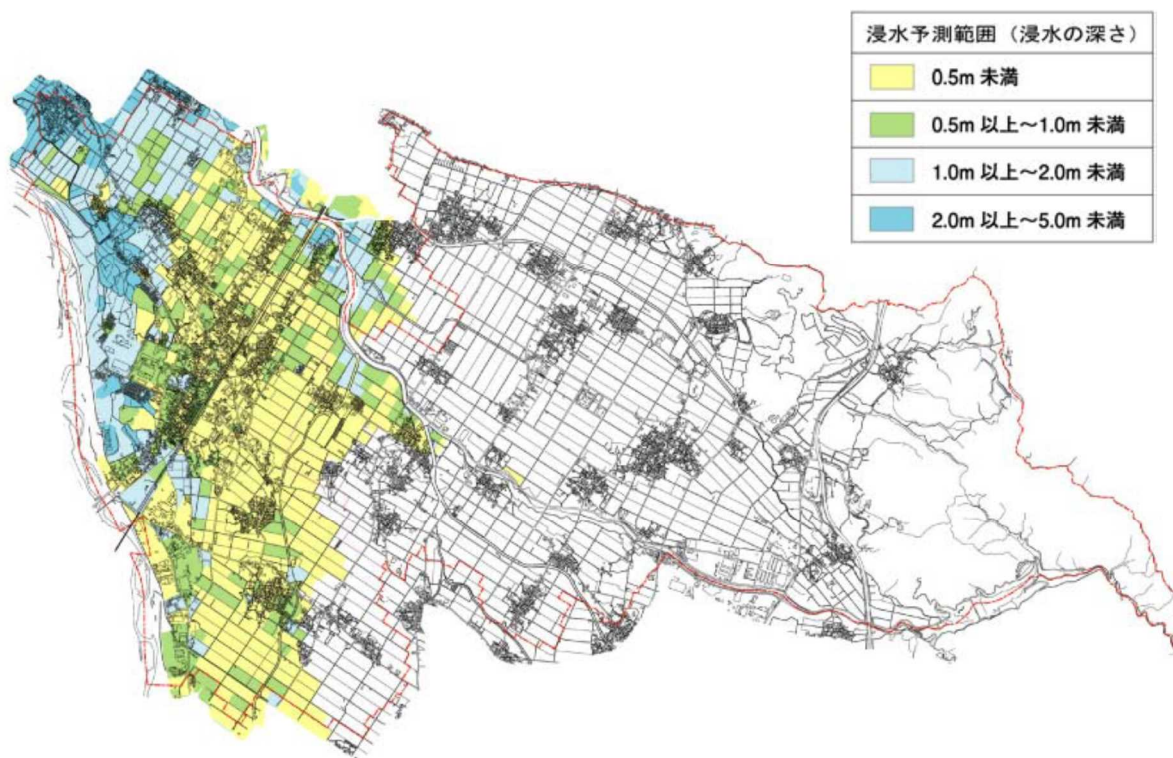
I 現状

(1) 地域の災害リスク

(洪水：愛荘町地域防災計画、ハザードマップ)

愛荘町地域防災計画（以下、「町防災計画」と記載）ハザードマップによると、愛知川浸水想定区域図によると、愛知川地域のほぼ全域で浸水が予想され、下流側ほど浸水が深くなる傾向があり、国道8号線以西では、床上浸水が想定される区域（浸水深が0.5m以上1.0m未満）の割合が高くなっている。町北西部から東海道新幹線にかけての愛知川沿いの地域においては、浸水深が1.0m以上2.0m未満となる区域が広く分布し、浸水深が2.0m以上5.0m未満となる区域もみられる。

また、宇曽川浸水想定区域図によると、宇曽川両岸の区域が避難対象地区になることがうかがえる。床下浸水が想定される区域（浸水深0.5m未満）と床上浸水が想定される区域が町北部の宇曽川流域に広がり、川久保地区では、地域の広い範囲で0.5m以上の浸水深となる。



(土砂災害：愛荘町地域防災計画、ハザードマップ)

本町においては、土砂災害の危険性のある地域では豪雨時に、道路の冠水や土砂災害のため孤立しやすい状況にあり、警戒避難体制の充実が望まれる。

また、本町は、土砂災害警戒区域（土石流）が12箇所（うち3箇所は土砂災害特別警戒区域を含む。）、土砂災害警戒区域（急傾斜地の崩壊）が10箇所（うち5箇所は土砂災害特別警戒区域を含む。）が指定されている。（平成29年8月現在）。

・愛荘町の土砂災害警戒区域および土砂災害特別警戒区域（土石流）

番号	所在地	区域名	区域 番号	指定 時数	警戒区域		特別警戒 区域	
					指定年月日	県告示 第号	指定年月日	県告示 第号
1	愛知郡 愛荘町 岩倉	岩倉川支流	1423001	8次	平成19年3月16日	県告第 126号		
2	愛知郡 愛荘町 岩倉・ 松尾寺	岩倉川支流	1423002	8次	平成19年3月16日	県告第 126号		
3	愛知郡 愛荘町 斧磨	堂の前谷	1423003	8次	平成19年3月16日	県告第 126号		
4	愛知郡 愛荘町 斧磨	北東谷・東谷	1423004	8次	平成19年3月16日	県告第 126号		
5	愛知郡 愛荘町 斧磨	横谷川	1423005	8次	平成19年3月16日	県告第 126号		
6	愛知郡 愛荘町 松尾寺	南谷川	1423007	32次	平成21年3月9日	県告第 137号		
7	愛知郡 愛荘町 松尾 寺・上 蚊野	石ヶ谷川	3423017	32次	平成21年3月9日	県告第 137号	平成21年3月9日	県告第 141号
8	愛知郡 愛荘町 竹原	岩倉川支流	3423008	32次	平成21年3月9日	県告第 137号		
9	愛知郡 愛荘町 竹原・ 岩倉	岩倉川支流	3423009	32次	平成21年3月9日	県告第 137号	平成21年3月9日	県告第 141号
10	愛知郡 愛荘町 松尾寺	山添川	3423013	32次	平成21年3月9日	県告第 137号		

11	愛知郡 愛荘町 松尾寺	寺川	1423006	39次	平成21年12月25日	県告第 661号	平成21年12月25 日	県告第 667号
12	愛知郡 愛荘町 松尾寺	平木川	1423018	39次	平成21年12月25日	県告第 661号		
	小計	12箇所						

・愛荘町の土砂災害警戒区域および土砂災害特別警戒区域（急傾斜地の崩壊）

番号	所在地	区域名	区域 番号	指定 回数	警戒区域		特別警戒 区域	
					指定年月日	県告示 第号	指定 年月日	県告示 第号
1	愛知郡 愛荘町 斧磨	斧磨<1>	I-5512	8次	平成19年3月16日	県告第 126号	平成19年3月16日	県告第 135号
2	愛知郡 愛荘町 岩倉	岩倉<2>	I-5739	8次	平成19年3月16日	県告第 126号	平成19年3月16日	県告第 135号
3	愛知郡 愛荘町 斧磨	斧磨<5>	II-5771	8次	平成19年3月16日	県告第 126号		
4	愛知郡 愛荘町 斧磨	斧磨<3>	I-5738	8次	平成19年3月16日	県告第 126号	平成19年3月16日	県告第 135号
5	愛知郡 愛荘町 斧磨	斧磨<2>	II-5716	8次	平成19年3月16日	県告第 126号		
6	愛知郡 愛荘町 岩倉	岩倉(1)	I-5032	17次	平成20年2月29日	県告第 93号	平成20年2月29日	県告第 99号
7	愛知郡 愛荘町 松尾寺	松尾寺 <1>	I-5034	25次	平成20年7月23日	県告第 419号		
8	愛知郡 愛荘町 松尾寺	松尾寺 <3>	I-5741	39次	平成21年12月25日	県告第 661号	平成21年12月25日	県告第 667号
9	愛知郡 愛荘町 松尾寺	松尾寺	I-5742	50次	平成23年3月25日	県告第 148号		

10	愛知郡 愛荘町 松尾寺	松尾寺 <5>	II-5773	57次	平成25年2月22日	県告第 50号		
	小計	10箇所						

【出典：滋賀県HP】

(地震：J-SHIS)

地震ハザードステーションの防災地図によると、震度6弱以上の地震が今後30年間で15.0%の確率で発生するとされている。

(2) 商工業者の状況

- ・ 商工業者等 791
- ・ 小規模事業者数 650

【 内訳 】

業 種		商工業者数	小規模事業者数	備考（事業所の立地状況等）
商工業者	建設業	111	109	町内に広く分散している。
	製造業	160	120	愛知川沿岸部や不飲川沿いに多い。
	卸売業	63	39	町内に広く分散している。
	小売業	128	77	町の中心部、中山道沿いに多い。
	サービス業	289	276	町内に広く分散している。
	その他	40	29	町内に広く分散している。
	合 計	791	650	

(3) これまでの取組

1) 当町の取組

- ・ 地域防災計画の策定、愛荘町業務継続計画（BCP）策定
- ・ 地域防災計画に基づいた防災備品の備蓄
- ・ 定期的な防災訓練の実施

2) 当会の取組

- ・ 事業者BCPに関する国の施策の周知
- ・ 事業者BCP策定セミナーの開催
- ・ 滋賀県共済協同組合と連携した共済制度、損害保険への加入促進
- ・ 愛荘町が実施する防災訓練への参加及び協力
- ・ 危機管理マニュアルの策定

II 課題

現状では、緊急時の取組について愛荘町、愛荘町商工会それぞれで具体的な体制やマニュアルを作成しているが、緊急時の取組について定期的な情報交換が行われていない。

更には、当会で取り扱いをしている災害に対する保険・共済は、火災共済、風災、水災には対応しているものの地震に対する補償は限定的である。

III 目標

- ・地域内小規模事業者に対して災害リスクを認識させ、社会経済活動への影響を最小限に抑えるため事前対策の必要性を周知する。
- ・発災時における連絡体制を円滑に行うため、当会と当市との間における被害情報報告ルートを構築する。
- ・発災後速やかな復興支援策が行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。

※ その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに滋賀県へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和2年4月1日～令和7年3月31日）

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

- ・当会と当町の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

〈 1. 事前の対策 〉

平成21年に締結した「災害時における生活物資の確保および調達に関する協定書」に基づいて、当会は当町から要請があった場合、物資の提供、運搬を行うこととしており、災害時に混乱なく応急対策等に取り組めるようにする。

1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知

- ・経営指導の巡回訪問時に、ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入等）について説明する。
- ・愛荘町商工会報や愛荘町広報、ホームページ等で、国の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険の概要、事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。
- ・小規模事業者に対し、事業者BCP（即時に取組可能な簡易的なものを含む）の策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について指導及び助言を行う。
- ・事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、共済制度、損害保険の紹介等を実施する。

2) 商工会自身の危機管理マニュアルの作成

- ・当会は、平成29年に愛荘町商工会危機管理マニュアルを作成。

3) 関係団体との連携

- ・関係機関への普及啓発ポスター掲示依頼、滋賀県共済等と説明・セミナー等の共催。

4) フォローアップ

- ・小規模事業者の事業者BCP等の取組状況を経営指導の巡回時に確認。

5) 当該計画に係る訓練の実施

- ・自然災害（震度6以上）が発生したと仮定し、当町との連携ルートの確認を行う。
（訓練は必要に応じて実施する）

〈 2. 発災後の対策 〉

- ・自然災害時による発災時には、人命救助が第一であることは言うまでもない。そのうえで、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

1) 応急対策の実施可否の確認

発災後3時間以内に職員の安否報告を行う。

（商工会災害システム等を利用して安否確認や業務従事の可否、大まかな被害状況等を把握し、当会と当町で共有する。）

2) 応急対策の方針決定

- ・当会と当町との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。
（豪雨における例）職員自身の目視でまず安全確保をし、警報解除後に出勤する。
- ・職員全員が被災する等により応急対策ができない場合の役割分担を決める。
- ・商工会災害システム等により、大まかな被害状況を確認し、3日以内に当町と情報共有する。

（被害規模の目安は以下を想定）

大規模な災害がある…建物の倒壊、床上浸水等の大きな被害が発生している。

被害がある…建物の半壊、床下浸水等の被害が発生している。

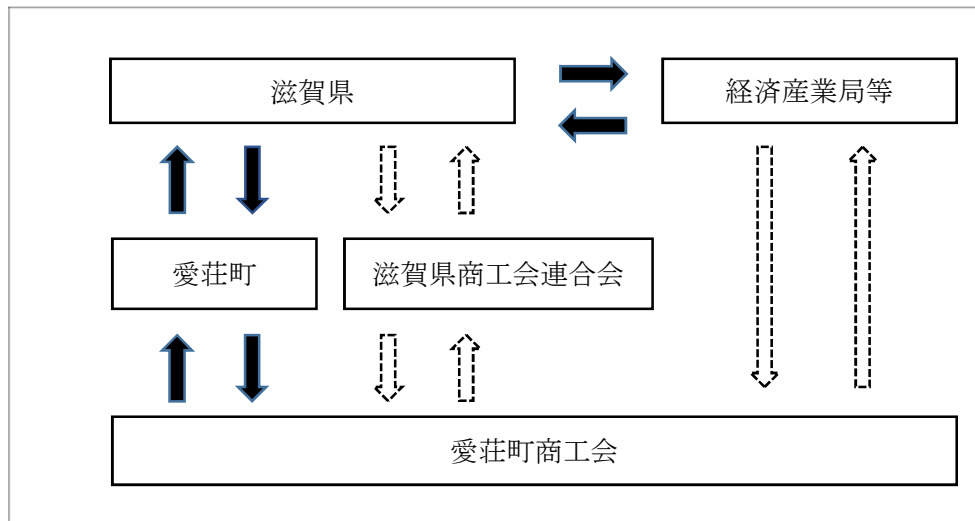
ほぼ被害はない…目立った被害の情報がない。

※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

- ・本計画により、当会と当町は随時、被害情報等を共有する。

〈 3. 発災時における指示命令系統・連絡体制 〉

- ・自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・二次被害を防止するため、被災地域での活動を行うことについて決める。
- ・当会と当町は被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法について、あらかじめ確認しておく。
- ・当会と当町が共有した情報を、滋賀県の指定する方法にて当会又は当町より滋賀県へ報告する。上記滋賀県の指定する方法については、商工会災害システム等を活用する。



〈 4. 応急対応時の地区内小規模事業者に対する支援 〉

- ・相談窓口の開設方法について、愛荘町と相談する（当会は、国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する。

- ・安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- ・地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・応急時に有効な被災事業者施策（国や都道府県、市町村等の施策）について、地区内小規模事業者等へ周知する。

〈 5. 地区内小規模事業者に対する復興支援 〉

- ・滋賀県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。

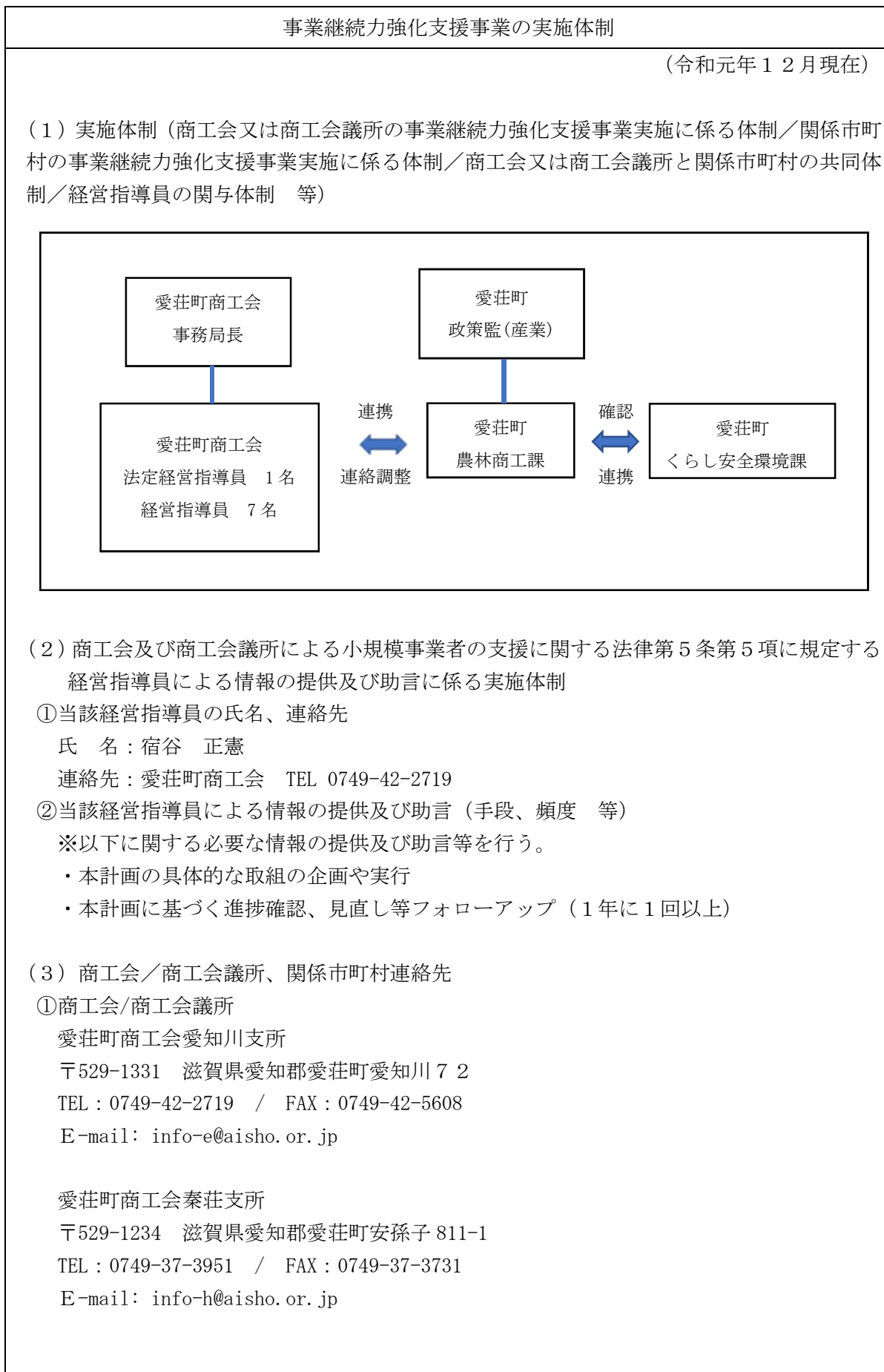
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を滋賀県に相談する。

※ その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに滋賀県へ報告する。

(別表 2)

事業継続力強化支援事業の実施体制



②関係市町村

愛荘町役場 農林商工課

〒529-1234 滋賀県愛知郡愛荘町安孫子 825 番地

TEL : 0749-37-8051 / FAX 0749-37-4444

E-mail: norin@town.aisho.lg.jp

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
必要な資金の額	420	420	420	420	420
・セミナー開催費 (専門家派遣費、旅費等)	250	250	250	250	250
・パンフレット作製、 チラシ作製費等	120	120	120	120	120
・郵送代	50	50	50	50	50

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
県補助金（講習会開催費）、滋賀県商工会連合会エキスパートバンク等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表 4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあつては、その代表者の氏名	
連携して実施する事業の内容	
①	
②	
③	
・	
・	
・	
連携して事業を実施する者の役割	
①	
②	
③	
・	
・	
・	
連携体制図等	
①	
②	
③	